

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小諸市長 小泉 俊博

市町村名 (市町村コード)	小諸市 (202088)
地域名 (地域内農業集落名)	中央地区 (天池、松井、小原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市街地内の農地は面積が小さく住宅等に囲まれているため、集積が困難。
農用地は、松井区、天池区、小原区に集中している。松井区、天池区は果樹の生産地であり、小原区は多面的機能発揮促進事業により農地保全と農業用水路の管理に取り組んでいるが、いずれも担い手の確保が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

小原区は、田を中心に担い手へ集約する。松井区、天池区は伝統的に果樹の生産地であることを強みとして、リング等による観光農業等を推進する。ドリフト対策及び効率化のため、果樹等の品種をまとめて集約する。
灌水設備等のインフラの整備、更新により地域の農業を維持する。
市街地の農地は、守るべき農地と市街化していく農地と整理し、守るべき農地については集約していく。
市街地では質の高い飲食店等の出店が続いていることから、地元産品を使った商品を提供してもらう等、生産者と小売業者及び飲食店が連携した取り組みを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	113 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、農地バンクを通じて集団化を進める。 市街地は、守るべき農地と市街化していく農地を整理して集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の意向を把握しつつ、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。 補助事業を採用していきたいと考えるため、関係機関と情報を共有する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
受け入れ先があれば作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	✓	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①市鳥獣対策担当と連携し、小諸市有害鳥獣対策協議会で報告された各地域の代表区長の意見や農業経営者の被害報告に基づき、電気柵等の防除、駆除を行い、農業被害防止に取り組む。

⑤リンゴ等の果樹による観光農業を推進する。また、ドリフト問題を避けるため、地域ごとに品種を分けて集約する。